

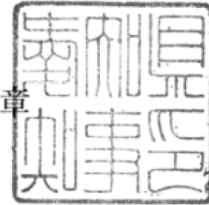
23環活第198号

平成23年7月27日

愛知県環境審議会

会長 加藤 雅 信 様

愛知県知事 大 村 秀 章



愛知県における環境影響評価制度のあり方について（諮問）

愛知県における環境影響評価制度のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境部環境活動推進課  
環境影響評価グループ  
電 話 052-954-6211（ダイヤルイン）

（説 明）

本県では、平成11年6月、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の施行にあわせて愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）を施行し、その運用により環境影響評価の適用実績を積み重ね、環境保全に配慮した事業の実施の確保に努めてきました。

また、条例の施行からこれまでの間、環境影響評価の手続と都市計画に係る手続との調整を図るための特例規定の整備や、鉱物の掘採事業の条例対象事業への追加等、必要な見直しも行ってきました。

一方、国においては、法施行後10年を経て生じた様々な課題に対応するため、本年4月に法を改正し、事業の計画段階において環境の保全のために配慮すべき事項を検討する手続等を新たに盛り込みました。

そこで、本県における環境影響評価制度が条例と法の一体的な運用により形成されていることから、条例についても、法の改正にあわせてその見直しを行う必要があると考えております。

こうしたことから、法の改正を踏まえた本県における環境影響評価制度のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。